

離婚・男女問題

- ※ ページ記載の価格は、2024年1月現在における消費税込みの価格です。
 ※ この表に記載のない事案については、お問い合わせください。
 ※ 特に複雑又は特殊な事情がある場合には、上記料金が適用されない場合もあります。
 ※ この表は、今後改定されることがありますので、ご注意ください。

■ 法律相談

5,500円/30分（税込）

- ※ 以降の延長は、5分毎に1,100円（税込）です。
 ※ 継続してご相談いただく場合、2回までは上記と同じ料金です。
 ※ 3回目以降のご相談は、下記「継続相談プラン」をご利用ください。
 < 継続相談プラン > 5,500円（税込）/15分

■ 書面作成

内容証明郵便の作成（※1）		1通	3万3000円～5万5000円
離婚協議書 示談書等の作成	定型的なもの	（経済的利益の額が）1000万円未満	11万
		（同上）1000万円～1億円	22万～33万円
		（同上）1億円以上	33万円以上
	非定型的なもの	（経済的利益の額が）300万円以下の場合	22万円
		（同上）300万1円～3000万円以下の場合	（経済的利益額の）1.1% + 18万7000円
		（同上）3000万1円～3億円以下の場合	（同上）0.33% + 41万8000円
	（同上）3億円を超える場合	（同上）0.11% + 107万8000円	
複雑又は特殊な事情がある場合			※別途協議により定める額

※1 内容証明郵便の作成は、弁護士名の表示のないものに限りです。

■ 慰謝料請求

着手金（※2）	（経済的利益の額が）300万円以下の場合	（経済的利益額の）8.8%
	（同上）300万1円～3000万円以下の場合	（同上）5.5% + 9万9000円
	（同上）3000万1円～3億円以下の場合	（同上）3.3% + 75万9000円
	（同上）3億円を超える場合	（同上）2.2% + 405万9000円
報酬金	（経済的利益の額が）300万円以下の場合	（経済的利益額の）17.6%
	（同上）300万1円～3000万円以下の場合	（同上）11% + 19万8000円
	（同上）3000万1円～3億円以下の場合	（同上）6.6% + 151万8000円
	（同上）3億円を超える場合	（同上）4.4% + 811万8000円

※2 示談交渉から訴訟を受任するときは、記載額の1/2の額になります。

※2 着手金の最低額は示談交渉は11万円、訴訟は22万円です。

■ 示談交渉

着手金（※3）	-	33万円
	親権に争いがある場合	上記 + 11万円
	年金分割請求	上記 + 5万5000円
	婚姻費用分割請求	上記 + 11万円 ※婚姻費用の請求のみの場合は、22万円
報酬金	-	33万円 + 下記①～④の金額
	（経済的利益の額が）300万円以下の部分	①（経済的利益額の）22%
	（同上）300万1円～3000万円以下の部分	②（同上）16.5%
	（同上）3000万1円～3億円以下の部分	③（同上）9.9%
	（同上）3億円を超える部分	④（同上）6.6%
	親権が得られた場合	上記 + 11万円
	年金分割が認められた場合	上記 + 11万円
	婚姻費用分割請求が認められた場合	上記 + 11万円 ※婚姻費用の請求のみの場合は、22万円 + 上記①～④

※3 示談交渉から調停を受任するときは、記載額の1/2の額になります。

■調停

着手金（※4）	-	33万円	
	親権に争いがある場合	上記 + 11万円	
	年金分割請求	上記 + 5万5000円	
	婚姻費用分割請求	上記 + 11万円 ※婚姻費用の請求のみの場合は、22万円	
報酬金	-	33万円 + 下記①～④の金額	
	（経済的利益の額が）300万円以下の部分	①（経済的利益額の）22%	
	（同上）300万1円～3000万円以下の部分	②（同上）16.5%	
	（同上）3000万1円～3億円以下の部分	③（同上）9.9%	
	（同上）3億円を超える部分	④（同上）6.6%	
	親権が得られた場合	上記 + 11万円	
	年金分割が認められた場合	上記 + 11万円	
婚姻費用分割請求が認められた場合	上記 + 11万円 ※婚姻費用の請求のみの場合は、22万円 + 上記①～④		
出廷日当	東京地方裁判所・東京家庭裁判所（霞ヶ関）における事件で、着手金が22万円以上	3回目まで	-
		4回目以降	3万3000円/回
	上記以外		3万3000円/回

※4 示談交渉から調停を受任するときは、記載額の1/2の額になります。

■審判

着手金（※5）	-	33万円
報酬金	-	33万円 + 下記①～④の金額
	（経済的利益の額が）300万円以下の部分	①（経済的利益額の）22%
	（同上）300万1円～3000万円以下の部分	②（同上）16.5%
	（同上）3000万1円～3億円以下の部分	③（同上）9.9%
	（同上）3億円を超える部分	④（同上）6.6%

※5 受任していた調停が審判に移行したときは、11万円になります。

■訴訟

着手金（※6）	-	44万円	
	親権争いがある場合	上記 + 11万円	
報酬金	-	44万円 + 下記①～④の金額	
	（経済的利益の額が）300万円以下の部分	①（経済的利益額の）22%	
	（同上）300万1円～3000万円以下の部分	②（同上）16.5%	
	（同上）3000万1円～3億円以下の部分	③（同上）9.9%	
	（同上）3億円を超える部分	④（同上）6.6%	
	親権が得られた場合	上記 + 11万円	
出廷日当	東京地方裁判所・東京家庭裁判所（霞ヶ関）における事件で、着手金が22万円以上	3回目まで	-
		4回目以降	3万3000円/回
	上記以外		3万3000円/回

※6 調停から訴訟を受任するときは右記金額の1/2の額になります。

■その他

休日日当	土日祝日の対応	案件依頼ありの場合	3万3000円/3時間まで
		案件依頼なしの場合	5万5000円/3時間まで
出張日当	東京23区外の対応	案件依頼ありの場合	3万3000円/3時間まで
		案件依頼なしの場合	5万5000円/3時間まで
手数料	23条照会（単独ではご依頼いただけません）		3万3000円/件
	公正証書の作成		上記に加え、3万3000円/件